

(別表 1)

### 事業継続力強化支援計画

#### 事業継続力強化支援事業の目標

##### I. 現状

###### (1) 地域の災害リスク

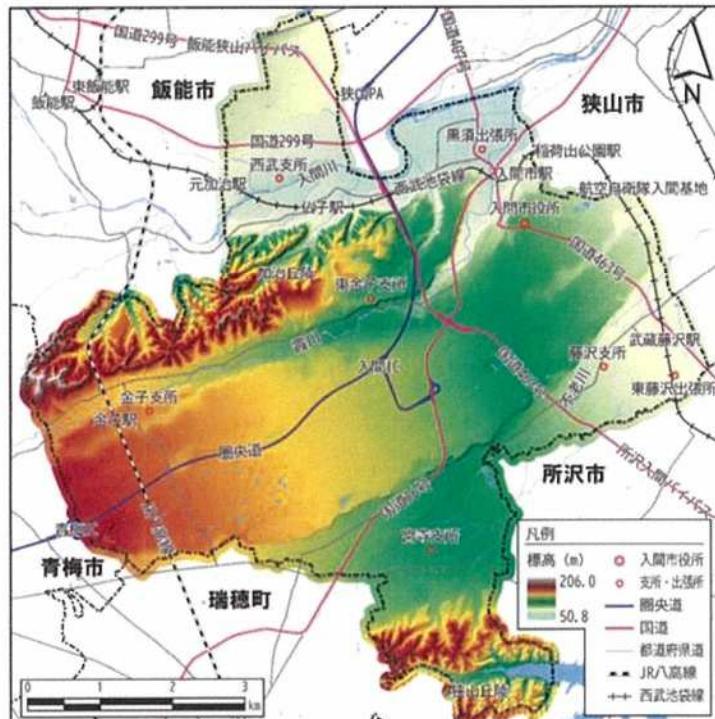
###### ①立地環境・人口等

###### 【立地】

入間市は、埼玉県南部の東京都との県境、都心から 40 キロメートル圏に位置する自然に恵まれたまちである。市域全体は、なだらかな起伏のある台地と丘陵からなり、市の東と西には、それぞれ狭山丘陵と加治丘陵があり、市域の約 10 分の 1 を占める茶畑とともに緑の景観を保っている。また、市の西北部には荒川の主支流である入間川が流れ、中央部に霞川、南部に不老川がそれぞれ東西に流れ、優れた景観をなしている。

面積は 44.69 km<sup>2</sup>で東西 9.3km、南北 9.8km の菱形をなしており、周囲は、埼玉県所沢市、狭山市、飯能市及び東京都青梅市、瑞穂町にそれぞれ接している。市域は、海拔 60m から 200m の主に台地と丘陵からなり、全体として西から東へゆるやかに低くなる。

鉄道は、西武池袋線と JR 八高線があり、西武池袋線は都心へ通じる主要交通機関で、市民の通勤通学者のほとんどが本線に集中している。八高線は、市の最西端を縦断する路線であり、地域住民にとって重要な交通機関となっている。道路は、首都圏外周部の環状路線である一般国道 16 号をはじめ、299 号、407 号と 463 号の 4 路線が、また、平成 8 年に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が開通し入間 IC ができた。平成 29 年 2 月には茨城県区間が開通したことで神奈川県茅ヶ崎市から千葉県成田市までつながり、東名高速道路、中央自動車道、関越自動車道、東北自動車道、常磐自動車道、東関東自動車道の 6 つの高速道路が圏央道で結ばれ、広域的機能を高めた交通網を形成している。



###### 【人口】

当市の人口は、令和 4 年 12 月 1 日現在では 145,847 人であり、平成 22 年（2010 年）10 月 1 日の 150,901 人をピークに減少している。年齢構成の推移をみると、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）が減少する一方で、高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向にある。

## ②想定される災害リスク

### 【地震】

(当市で過去に発生した主な地震災害)

当市は、近年では大きな地震災害には見舞われたことがなく、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に関しても、人命にかかわるような大きな被害は認められなかった。しかし、大正12年に発生した関東大震災においては、豊岡・東金子・宮寺の3村で当時1,927戸のうち全壊14棟、半壊31棟、けが人が1人であったとの記録が残っている。

(当市で今後発生が予測される地震災害の被害想定)

平成25年(2013年)11月に公表された埼玉県地震被害想定調査では、5つの地震を想定地震として、被害量の推計を行っており、陸側プレートと海側プレートの境界である海溝やトラフ付近で発生する地震である「海溝型地震」として、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震の3つの地震を想定している。このうち、東京湾北部地震と茨城県南部地震は、今後30年以内にマグニチュード7クラスの地震が約70%の確率で発生すると言われている。

また、陸側のプレート内部での断層運動により発生する地震である「活断層型地震」は、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震の2つの地震が想定されている。このうち、特に立川断層帯は、市の南西をかすめるように存在しており、この断層帯で想定される最大規模のマグニチュード7.4の地震が発生した場合には、市内で最大震度6強の揺れが生じるなど、大きな被害が想定される。

<想定地震>

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確率:70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾~房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率:ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率:ほぼ0%~0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率:0.5%~2%

(出典:埼玉県地域防災計画)

### 【風水害】

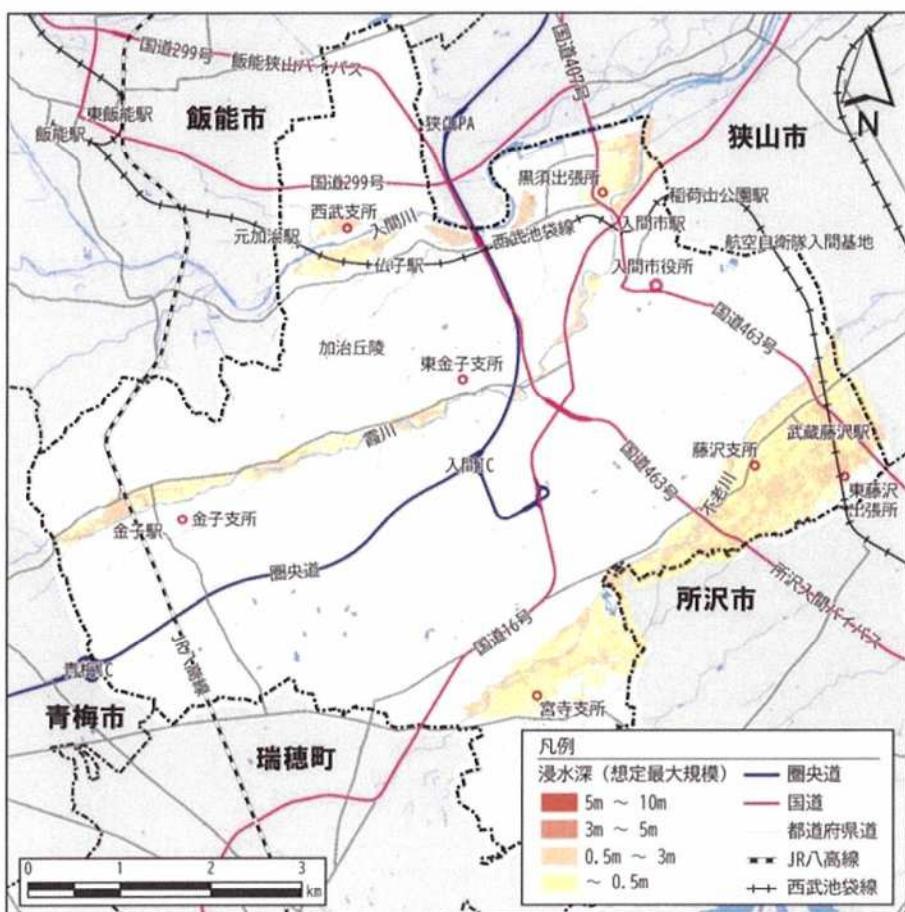
(当市で過去に発生した主な風水害)

風水害については、平成28年8月の台風第9号による豪雨災害が甚大であり、床上浸水199棟、床下浸水376棟に及んだ。また、直近では、令和元年10月の台風第19号による豪雨災害により、床上浸水12棟、床下浸水32棟の被害が生じた。この時の災害では、警戒レベル4:避難勧告を発令し、約1,500人が避難した。

(当市で今後発生が予測される風水害の被害想定)

市の北部には、入間川、中央部に霞川、南部には不老川が流れている。埼玉県が作成した洪水浸水想定区域図や水害リスク情報図によると、各河川の沿川地域において、0.5~3.0m(一階床上浸水程度)または0.5m未満(床下浸水程度)の浸水が想定されており、一部には、3m以上の浸水が想定されている箇所もある。

〈浸水想定図〉



(出典：入間市国土強靭化地域計画)

### 【土砂災害】

(当市で今後発生が予測される土砂災害の被害想定)

県の土砂災害防止法に基づき、当市内では 66 箇所が土砂災害警戒区域（うち 57 箇所が土砂災害特別警戒区域）に指定されている。

〈土砂災害警戒区域等指定状況一覧〉

急傾斜地の崩壊		土石流		計	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
42	39	24	18	66	57

(出典：入間市国土強靭化地域計画)

### 【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生し、当市でも令和4年10月末現在で延べ20,852名が感染した。新型インフルエンザはこれまで世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスにおいても（再度）感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

## (2) 商工業者の状況

### ①当市の事業者数

当会地区内における事業者数は4,346者となっており、その内、小売、飲食、サービスの商業関連業種で全体の約60%を占めている。

業種	事業者数
建設業	526
製造業	599
卸売業	234
小売業	981
飲食業・宿泊業	514
サービス業	1,074
その他	418
合計	4,346

(出典：経済センサスより)

### ②事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定状況

「事業継続力強化計画」の認定または事業継続計画（BCP）を策定した事業所数については未調査であるが、全体的に低いと推測される。

## (3) これまでの取組み

### ①入間市の取組み

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき入間市地域防災計画を策定。計画は、入間市の地域に係る災害に関し、入間市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画は、全4編（総則、災害予防計画編、災害応急対策編、災害復旧・復興編）及び資料編で構成され、各種災害対策を実施している。

- ・入間市地域防災計画の策定
- ・入間市国土強靭化地域計画の策定
- ・入間市上下水道部防災計画の策定
- ・入間市ハザードマップの作成
- ・入間市防災ガイドマップの作成
- ・自治体、関係機関、民間企業等との災害協定の締結
- ・防災倉庫の整備
- ・防災訓練の実施
- ・「Yahoo!防災速報」を活用した防災情報の配信
- ・配信サービス「茶の都メール」の実施
- ・入間市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

### ②当会の取組み

#### 【周知対応】

- ・県等主催等の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
- ・事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画に関する各種施策の周知

#### 【保険対応】

- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・損保会社と連携した事業継続計画（BCP）に必要な損害保険への加入促進

#### 【災害時対応】

- ・地区内事業者の被災状況収集及び関係機関への報告

#### 【感染症対応】

- ・感染防止対策の周知、対応支援
- ・事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供
- ・事業者に対する公的融資の斡旋
- ・経営指導員等による各種個別相談会の実施

### II. 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次の通りである。

#### （1）事業者の取組状況に関すること

- ①小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ②防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

#### （2）商工会の支援体制に関すること

- ①事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- ②職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- ③職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

#### （3）外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- ①被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と入間市の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築が必要である。
- ②災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

#### （4）感染症対策に関すること

- ①地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

### III. 目標

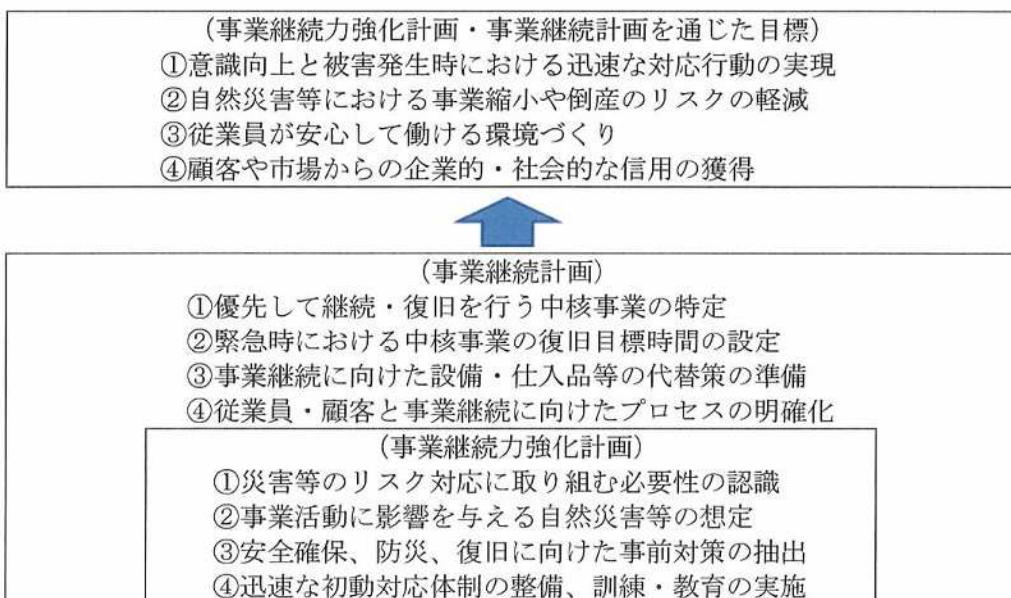
目標は次の4項目とする。

入間市地域防災計画を踏まえた当会の事業継続力強化支援計画を策定し、入間市と入間市商工会が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

#### （1）事業継続力強化面での目標

- ①地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定の必要性を周知する。
- ②地区内事業者に対し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。

③BCPの策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画のPDCAサイクルを回す。



#### (2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

- ①災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と入間市との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
- ②災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

#### (3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

- ①感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### (4) 当会における支援体制面での目標

- ①各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ②当会策定の「事業継続計画（BCP）」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。
- ③当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年6月1日～令和10年3月31日）

### II. 事業継続力強化支援事業の内容

#### 1. 事前の対策

##### (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

###### ①小規模事業者のリスク把握・周知

- ・当会職員による巡回や窓口指導時に入間市ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

###### ②リスク対策の広報周知

- ・市広報、商工会報、会員宛DM、ホームページ、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

###### ③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

###### ④感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・当会においてもWeb会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

###### ⑤当会職員の支援スキルの向上

- ・事業者のBCP策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

###### ⑥防災備品の備蓄

- ・自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

##### (2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和6年3月までに当会の「事業継続計画（BCP）」を策定する。

##### (3) 行政・関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。
- ②被災した地区内事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力、連携を図る。
- ③被災した地区内事業者が早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携する。
- ④当会と入間市の行政懇談会や埼玉県商工会連合会、西部地域連携会議での会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

#### (4) フォローアップ

- ①地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、当会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

#### (5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①地震等の自然災害発生を想定して、当会と入間市商工観光課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ②当会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③災害や感染症等の影響により、当会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

### 2. 発生後の対策

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

#### (1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後直ちにLINEワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、当会と入間市、埼玉県商工会連合会で共有する。
- ②国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

#### (2) 応急対策の方針決定

##### 【大規模自然災害】

- ①当会と入間市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自分がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、入間市および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。
- ④大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を入間市および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

（被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自身の安全を確保</li><li>・地域被災者の人命救助への協力</li><li>・被害状況の把握および報告</li><li>・（特別）相談窓口の設置および応急支援業務の実施</li></ul>

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握および報告</li> <li>・地域災害対策への協力</li> <li>・(特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な対応なし</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

##### ⑤当会と入間市は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

時期	交換頻度
発生後～1週間	1日に2回程度共有する。 ※必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する。
3週間～1ヶ月	1週間に2回程度共有する。
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が市役所を訪問し、直接被害情報等を報告する。

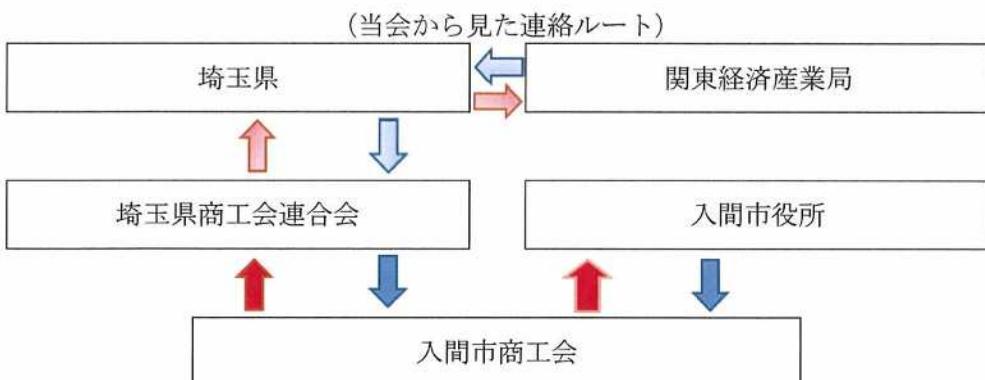
※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

##### 【脅威となる感染症】

- ①入間市で取りまとめた「入間市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務(在宅勤務)を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ②当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、入間市および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

##### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



- ②入間市からの要請等に基づき、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。
- ③当会と入間市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- ④当会と入間市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と入間市が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

#### （4）応急対策時の地区内事業者に対する支援

- ①相談窓口の開設方法について、入間市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ④地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤必要に応じて当会の備品機材の貸出しや配布を行う。
- ⑥応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
- ⑦感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

#### （5）地区内事業者に対する復興支援

- ①国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ②被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県・埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ④事業再建計画の策定を支援する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制				
(2022年12月現在)				
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）				
入間市商工会 事務局長	入間市役所 環境経済部長			
入間市商工会（本部） 法定経営指導員	連携 連絡調整	入間市 商工観光課	確認 連携	入間市 危機管理課
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制				
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 石田 雅樹（連絡先は後述（3）①参照）				
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）				
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先				
①商工会／商工会議所 入間市商工会 〒358-0001 埼玉県入間市向陽台1-1-7 TEL：04-2964-1212 / FAX：04-2964-1214 E-mail：irm@irumashi-sci.org				
②関係市町村 入間市役所 商工観光課 〒358-8511 埼玉県入間市豊岡1-16-1 TEL：04-2964-1111 / FAX：04-2964-4889 E-mail：ir244000@city.iruma.lg.jp				

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・周知活動費	100	100	100	100	100
・BCP対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、入間市補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。